

一般財団法人藤枝市勤労者福祉サービスセンター慶弔給付事業規程

平成 25 年 4 月 1 日 規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人藤枝市勤労者福祉サービスセンター定款（以下「定款」という。）第 39 条に基づき、定款第 4 条第 1 項第 6 号に規定する生活の安定を支援するための事業として実施する慶弔給付事業について、必要な事項を定めるものとする。

(慶弔給付事業の実施)

第 2 条 一般財団法人藤枝市勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）が実施する慶弔給付事業の給付金（以下「慶弔給付金」という。）の給付の範囲及び内容は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に規定する慶弔給付金の給付のうち、別表中の「全福ネット慶弔共済保険給付」と記載の部分については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木 2-11-17：以下「全労済協会」という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険（以下「保険契約」という。）を締結して実施するものとし、サービスセンター又は会員が保険契約の被保険者となるものとする。以外の部分についてはサービスセンターが独自に実施する（以下「独自給付」という。）ものとする。

(慶弔給付金の細目)

第 3 条 慶弔給付金に係る認定基準、支給手続、その他細目についてはこの規程に定めるもののほか、前条第 2 項の保険契約による給付については保険契約に付帯する普通保険約款の規程によるものとする。ただし、独自給付については別に定めるものとする。

(給付申請)

第 4 条 会員に給付事由が発生したときは、保険金請求書兼証明書<一括>（様式第 1 号）に、全労済協会が定める証明書類を添付し、速やかに理事長に提出するものとする。

2 理事長または全労済協会は、前項の規程により提出された申請書類の内容を審査し、適当と認めるときは、慶弔給付金を給付する。

(給付の効力)

第 5 条 慶弔給付金に関する効力は、毎月末日までに会費を納入し、かつ、入会を承認された者については翌月 1 日の午前零時とする。

(給付の停止)

第 6 条 会員が、一般財団法人藤枝市勤労者福祉サービスセンター事業掛金負担者に関する規程に基づく会費の納入を怠っているときは、理事長は当該会員に対する慶弔給付金の給付を停止することができる。

(請求期間)

第 7 条 慶弔給付金の請求期間は、給付事由が発生した日の翌日から起算して 3 年以内とする。

(虚偽又は不正の請求)

第 8 条 会員又は慶弔給付金の受取人が虚偽又は不正の行為により慶弔給付金の給付を受けたことが明らかになったときは、理事長は当該慶弔給付金の給付を取り消し、既に給付された慶弔給付金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月17日)

この改正規定は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月14日)

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月13日)

この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月5日)

この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月12日)

この改正規定は、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月2日)

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月1日)

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

慶弔給付金一覧表

給付事由			給付金額（円）		
			全福ネット慶弔共済保険給付	独自給付	
祝金	会員の結婚（法律上の婚姻）			20,000	
	会員又は配偶者の出産			10,000	
	会員の子供の小学校入学			5,000	
	会員の子供の中学校入学			5,000	
	会員の成人（満20歳）			5,000	
	会員の還暦（満60歳）		10,000		
	会員の結婚25周年（銀婚）		10,000		
	会員の永年勤続15年		7,000		
	会員の永年勤続20年		10,000		
	会員の永年勤続25年		15,000		
傷病休業見舞金	会員の休業14日以上30日未満			8,000	
	会員の休業30日以上60日未満			10,000	
	会員の休業60日以上90日未満			13,000	
	会員の休業90日以上120日未満			15,000	
	会員の休業120日以上			18,000	
住宅災害見舞金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害程度が	50%以上	200,000	
			30%以上50%未満	140,000	
			20%以上30%未満	100,000	
			20%未満	40,000	
	自然災害による	会員の居住する建物の損害程度が	70%以上	60,000	
			20%以上70%未満	30,000	
			20%未満	6,000	
	床上浸水		12,000		
重度障害・後遺障害見舞金	会員の疾病重度障害	65歳未満	100,000		
		65歳以上	50,000		
	会員の不慮の事故（交通事故含む）による後遺障害			100,000～ 4,000	
死亡弔慰金	会員の疾病死亡	65歳未満	100,000		
		65歳以上	50,000		
	会員の不慮の事故（交通事故含む）による死亡			100,000	
	会員のその他死亡	65歳未満		100,000	
		65歳以上		50,000	
	会員の配偶者の死亡			50,000	
	会員の子供の死亡			10,000	
	会員の親の死亡			10,000	
住宅災害による会員の同居親族			10,000		